

防衛大学校達第3号

自衛隊の礼式に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第33号）第81条の規定に基づき、防衛大学校の礼式に関する達を次のように定める。

昭和37年1月29日

防衛大学校長 榎 智 雄

防衛大学校の礼式に関する達

改正	昭和54年3月16日防衛大学校達第2号	昭和57年7月26日防衛大学校達第3号
	昭和59年8月18日防衛大学校達第5号	昭和60年4月24日防衛大学校達第6号
	昭和62年3月23日防衛大学校達第2号	平成4年4月10日防衛大学校達第8号
	平成5年4月1日防衛大学校達第11号	平成12年4月1日防衛大学校達第4号
	平成13年2月9日防衛大学校達第1号	平成17年3月31日防衛大学校達第5号
	平成18年9月1日防衛大学校達第15号	平成19年1月9日防衛大学校達第1号
	平成21年3月31日防衛大学校達第6号	平成22年3月31日防衛大学校達第6号
	平成24年4月6日防衛大学校達第8号	平成27年4月10日防衛大学校達第9号
	平成30年3月30日防衛大学校達第4号	

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 敬礼

第1節 通則（第9条—第12条）

第2節 各個の敬礼（第13条—第41条）

第3節 隊の敬礼（第42条—第57条）

第4節 旗の敬礼（第58条—第60条）

第5節 短艇等の敬礼（第61条—第65条）

第3章 儀式

第1節 通則（第66条—第69条）

第2節 入校式及び卒業式（第70条・第71条）

第3節 観閲式（第72条—第92条）

第4節 表彰式（第93条）

第5節 祝賀式（第94条）

第6節 葬送式（第95条—第103条）

第7節 着任式及び離任式（第104条—第106条）

第4章 荣誉礼（第107条—第111条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、防衛大学校（以下「大学校」という。）の礼式に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 この達の規定は、礼式の本旨に従つて解釈し、実施しなければならない。

（用語の意義）

第2条 この礼式において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「受礼者」とは、この達により礼式を受けるべき者をいう。
- (2) 「隊」とは、指揮者のいる2人以上の本科学生（以下「学生」という。）の集団をいう。
- (3) 「幹部自衛官等職員」とは、幹部自衛官、大学校の教官及び係長以上の職員をいう。
- (4) 「曹士」とは、大学校に勤務する陸曹長から2等陸士まで、海曹長から2等海士まで及び空曹長から2等空士までの自衛官をいう。
- (5) 「職員」とは、大学校に勤務する職員をいう。
- (6) 「屋内」とは、建物内の室、道場、作業場、廊下、売店等をいう。ただし、体育訓練等のために使用される屋内訓練場及び車庫等の内部は屋外とみなす。
- (7) 「室内」とは、屋内のうち、学校長室、副校長室、幹事室、部課（室）長室、先端学術推進機構長室、入試統括官室、学術情報官室、学群長室、教官室、事務室、講堂、会議室、教室、集会室、寝室、自習室、食堂及び医務室等の内部並びに天幕内とする。
- (8) 「短艇等」とは、大学校において使用するカッター、機動艇及びヨット等をいう。

(天皇等に対する礼式)

第3条 天皇、皇族、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び国務大臣に対する礼式は、この礼式に定めるもののほか、学校長が別に定めるところによる。

(外国の元首等に対する礼式)

第4条 外国の元首、王族、高官、陸・海・空軍の将校、軍艦、国旗、軍艦旗、国歌その他学校長の定めるものに対する礼式は、この礼式の相当の規定を準用するほか、学校長が別に定めるところによる。

(職について定められた礼式)

第5条 この達中職について定められている礼式は、その職の心得に補職されている者及びその職の職務代理をしている者に対しても行うものとする。ただし、栄誉礼及び儀じょうについては、この限りでない。

(陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊における礼式)

第6条 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊において訓練実習等を行い若しくは訪問及び視察を行う場合は、それぞれ陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の礼式に従うものとする。

(礼式の辞退)

第7条 礼式の受礼者は、礼式の一部又は全部を辞退することができる。

(定めのない場合)

第8条 この達に定めのない礼儀については、礼式の本旨にかんがみ礼を失しないようにするものとする。

第2章 敬礼

第1節 通則

(敬礼の種類)

第9条 敬礼は、各個の敬礼、隊の敬礼、旗の敬礼及び短艇等の敬礼とする。

2 各個の敬礼とは、学生が各個に行う敬礼をいう。

3 隊の敬礼とは、隊が行う敬礼をいう。

4 旗の敬礼とは、旗が行う敬礼をいう。

5 短艇等の敬礼とは、短艇等の行う敬礼をいう。

(敬礼の一般要領)

第10条 敬礼とは、受礼者その他敬礼を行うべきものを明らかに認め得る距離において、相手に注目して行うのを例とする。

2 敬礼を行うものは、受礼者の答礼の終るのを待って旧姿勢に復するものとする。ただし、敬礼を受けるものが答礼を行わないものであるとき及び答礼を待つことができないときは、適宜もとに復するものとする。

(答礼)

第11条 敬礼を受けた者は、答礼を行うものとする。

(敬礼動作)

第12条 敬礼動作は、別に定めるもののほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 捧げ銃の敬礼 小銃を右手で体の中央前に上げ、同時に左手で銃の引金室前部を握り、前腕を水平にして体をつけ、小銃を体から約10センチメートル離して垂直に保ち、次に右手で銃把を握って行う。
- (2) 銃礼 左手の手のひらを下にし指をそろえて伸ばし、手首と前腕をまつすぐにしておおむね水平に伸ばし、人差し指の第1関節が銃に軽く接触する程度に保って行う。
- (3) 挙手の敬礼 右手を挙げ手のひらを左下方に向け、人差し指を帽子のひさしの右斜め前部に当てて行う。
- (4) 10度の敬礼 頭を正しく上体の方向に保つたまま、体の上部を約10度前に傾けて行う。
- (5) 45度の敬礼 頭を正しく上体の方向に保つたまま、体の上部を約45度前に傾けて行う。
- (6) 頭右(左、中)の敬礼 頭を受礼者に向けて行う。ただし、頭を向ける角度は、約45度を限度とする。
- (7) 姿勢を正す敬礼 気を付けの姿勢をとって行う。

第2節 各個の敬礼

第1款 通則

(各個の敬礼を行う場合)

第13条 学生は、次の各号に掲げる者に対して敬礼を行うものとする。

- (1) 天皇
- (2) 皇后及び皇太子(大学校を公式に訪問する場合)
- (3) 皇族(皇后、皇太子を除く。)(大学校を公式に訪問する場合、又は防衛大臣が公式に招待する場合)
- (4) 内閣総理大臣

- (5) 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び国務大臣（大学校を公式に訪問する場合、又は防衛大臣が公式に招待する場合）
 - (6) 防衛大臣
 - (7) 防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官及び防衛事務次官（以下「防衛副大臣等」という。）
 - (8) 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）
 - (9) 学校長
 - (10) 幹部自衛官等職員
- 2 学生は、次の各号に掲げる者に対して敬礼を行うのを例とする。
- (1) 官房長等（官房長及び局長をいう。以下同じ。）、防衛医科大学校長、防衛研究所長、情報本部長、防衛監察監及び防衛装備庁長官
 - (2) 校内における外国の元首、高官及び将校（ただし、第4条により別に定める場合を除く。）
 - (3) 現に教育訓練に従事中の助教たる曹士
（学生相互の敬礼）

第14条 学生は、上級学年の学生に対して敬礼を行うものとする。

- 2 同学年の学生は、相互に敬礼を行うのを例とする。ただし、長期勤務学生相互においては、上位の勤務学生に対して、その他の勤務学生相互においては、上位の勤務学生に報告等を行う場合にそれぞれ敬礼を行うものとする。
- 3 勤務学生は、上位の勤務学生に報告等を行う場合においては、その前後に敬礼を行うものとする。
（その他各個の敬礼を行う場合）

第15条 学生は、同時に2人以上の者に対して敬礼を行うべき場合は、そのうちの最上級者に対して敬礼を行うのを例とする。ただし、最上級者を判別し得ないときは、その最右翼の者に注目して敬礼を行うのを例とする。

- 2 学生は、幹部自衛官等職員に対して報告し、又は書類等を差し出し若しくは受け取る場合等においては、その前後に敬礼を行うものとする。
- 3 学生は、幹部自衛官等職員の部屋に出入する場合は、在室の最上級者に対して敬礼を行うものとする。
- 4 学生は、敬礼を行うべき者が隊を指揮している場合においては、その隊に対して敬礼するものとし、その者に対する敬礼をもつて、その隊に対する敬礼とする。

- 5 学生は、校門を出入する場合においては、立直中の警備員に対して敬礼を行うのを例とする。
- 6 学生は、国旗又は自衛艦旗（外国の国旗又は軍艦旗を含む。以下「国旗等」という。）が大学校その他の自衛隊の施設、若しくは儀式の式場等において掲揚され若しくは降下される場合又は隊の捧持する国旗等がそばを通過する場合は、これに対して敬礼を行うものとする。また、外国の艦船に出入する場合は、当該艦船に掲揚された軍艦旗に対して敬礼を行うものとする。
- 7 学生は、国歌（外国の国歌を含む。以下同じ。）が自衛隊の施設又は儀式の式場等において公式に奏楽される場合は、国歌に対して敬礼を行うものとする。
- 8 学生は、隊員のひつぎ（遺骨を含む。以下「ひつぎ」という。）に対して敬礼を行うものとする。

（敬礼の省略）

第16条 学生は、この礼式において特に定める場合を除き、大学校の建物の内部（通常屋外において行うのを例とする訓練、体育等のため使用される屋内訓練場を除く。）及び短艇等内においては、次の各号に掲げるもの以外のものに対して、敬礼を省略することができる。

- (1) 第13条第1項第1号、第2号、第3号及び第5号に掲げる者
 - (2) 内閣総理大臣
 - (3) 防衛大臣、防衛副大臣等及び幕僚長
 - (4) 学校長、副校長、幹事及び訓練部長
 - (5) 国旗等、国歌及び「ひつぎ」
- 2 学生は、受礼者である自衛官が制服を着用していない場合及び相手が自衛官以外の者であって受礼者であるかどうか確認できない場合は、敬礼を省略することができる。
 - 3 学生は、映画館、劇場、飲食店、売店、船車等その他の場所で公衆が雑踏し敬礼を行うことが困難な場合は、敬礼を省略することができる。
 - 4 学生は、特に定める場合を除き、体育（課外活動中を除く。）及び文化活動に従事している場合は、敬礼を省略することができる。

（敬礼を行わない場合）

第17条 学生は、次の各号に掲げる場合は、敬礼を行わないものとする。

- (1) 幹部自衛官等職員に随従している場合において当該幹部自衛官等職員が敬礼を受けるべきとき。

- (2) 教室で講義を受けているとき。
- (3) 自習時間中に自習をしているとき又は図書館で閲覧しているとき。
- (4) 車両操縦又は短艇等の線だに従事しているとき。
- (5) 教官又は学生の指揮のもとで訓練、作業に従事しているとき。
- (6) 課外活動に従事しているとき。
- (7) 食堂又は売店で喫食しているとき。

第18条 学生は、前2条の規定にかかわらず、受礼者から話しかけられた場合は、姿勢を正して応答するのを例とする。

(歩行中及び駆足中等の敬礼)

第19条 学生は、歩行中は、歩行のまま敬礼を行う。

- 2 学生は、駆足中は、通常歩行に移った後敬礼を行う。
- 3 学生は、前2項の規定にかかわらず国旗等、国歌及び「ひつぎ」に対しては、停止して敬礼を行う。

(乗車中の敬礼)

第20条 学生は、船車等に乗っているときは、乗座のまま「姿勢を正す敬礼」を行うことができる。

- 2 学生は、前項の規定にかかわらず、自衛隊の車両に乗車している場合は、国旗等、国歌及び「ひつぎ」に対しては停止中又は進行中を問わず下車して敬礼を行う。ただし、下車又は停止することが適当でない場合は第1項に準じて敬礼を行うものとする。

(屋内の敬礼)

第21条 屋内における敬礼の方法は、室内にいる場合を除き、屋外における敬礼に準じて行うものとする。

(室内の敬礼)

第22条 学生は、室内においては、武装をしている場合を除き脱帽して敬礼を行う。

(幹部自衛官等職員の室に出入する場合の敬礼)

第23条 学生は、幹部自衛官等職員の室に入るときは、通常ノックして許可を得て室内に入り、在室の最上級者に対して敬礼した後用務のある相手のところに至り、その約2歩前で再びこれに敬礼して用務を述べるものとする。ただし、事務室等においてはノックを省略するのを例とする。

- 2 その室を去る場合の敬礼は、前項に準ずる。
- 3 学生は、事務室、教官室等で幹部自衛官等職員とともに常時勤務しているとき

は、前2項の敬礼を省略することができる。

第24条 削除

(受礼者が居室等に入って来た場合の敬礼)

第25条 学生は、第16条第1項第1号から第5号までに掲げる者が学生の寝室、自習室、集会室等（以下「居室等」という。）に入って来た場合は、最初に認めた者は、「敬礼」と呼び在室者は起立して敬礼を行うものとする。その居室等を去る場合も同様とする。ただし、直接応答する者を除き、敬礼した後着席し、又は各自の動作を続けることができる。

2 前項に掲げる者が、寝室に入って来た場合に当該寝室に就寝者（一般に就寝時間中のもの又は時間外就寝を許可されている者）がいるときは、「敬礼」と呼ぶことなく離床している者だけが敬礼を行う。

3 第1項に掲げる者が、総合情報図書館に入って来た場合は、閲覧中を除きこれを認めた者だけが敬礼を行う。

4 第1項に掲げる者以外の受礼者が、居室等に入って来た場合は、これを認めた者だけが敬礼を行う。総合情報図書館に入って来た場合は、話しかけられた者だけが姿勢を正すものとする。

(受礼者が事務室等に入って来た場合の敬礼)

第26条 前条第1項に掲げる者が、前条第1項に規定する居室等以外の事務室、作業場その他の室に入って来た場合の敬礼は、前条第1項に準ずる。

2 前条第1項に掲げる者以外の受礼者が、前項の室等に入って来た場合は、話しかけられた者だけが姿勢を正すものとする。

(講演、訓話等を受ける場合の敬礼)

第27条 学生は、指揮者なしに講演、訓話等を受ける場合は、その前後に教官、講師等に対して司会者等の合図により一斉に各個の敬礼を行う。

(集団時の敬礼)

第28条 学生は、集団し又は同行している場合に敬礼を行うときは、最初にこれを認めたものが「敬礼」と呼び注意するものとする。

(着席中話しかけられた場合の敬礼)

第29条 着席中起立している上級者等から話しかけられた場合は、船車等に乗車中その他この達で別に定めるもののほか起立して応答するのを例とする。

第2款 着帽時の敬礼

(着帽時の敬礼の方式)

第30条 学生は、着帽している場合は、次条から第35条までに定めるところに従い姿勢を正す敬礼、捧げ銃の敬礼、銃礼又は挙手の敬礼を行う。ただし、挙手の敬礼を行うべき場合において両手に物を持っているとき、その他右手を挙げる事ができないときは、10度の敬礼を行う。

(国歌に対する敬礼)

第31条 学生は、国歌に対しては、姿勢を正す敬礼を行う。ただし、国際儀礼上特に必要があると認めるときは、当該国の礼式に従うことができる。

(国旗等又は「ひつぎ」に対する敬礼)

第32条 学生は、国旗等又は「ひつぎ」に対しては、小銃を携行しているときは捧げ銃の敬礼を、小銃を携行していないときは挙手の敬礼を行う。

(天皇に対する敬礼)

第33条 学生は、天皇に対しては、捧げ銃の敬礼又は挙手の敬礼を停止して行う。

(皇族等に対する敬礼)

第34条 学生は、皇后若しくは皇太子又は第13条第1項第3号及び第5号に掲げる者(以下「皇族等」という。)に対しては、小銃、自動銃又は軽機関銃を携行しているときは銃礼を、これらを携行していないときは挙手の敬礼を行う。

(その他のものに対する敬礼)

第35条 学生は、前2条に定めるもの以外のものに対しては、小銃、自動銃又は軽機関銃を携行しているときは銃礼を、これらを携行していないときは挙手の敬礼を行う。

第3款 脱帽時の敬礼

(脱帽時における敬礼の方式)

第36条 学生は、脱帽している場合、次条から第41条までに定めるところに従い、姿勢を正す敬礼、45度の敬礼又は10度の敬礼を行う。

(国旗等又は国歌に対する敬礼)

第37条 学生は、国旗等又は国歌に対しては、姿勢を正す敬礼を行う。ただし、国歌に対しては、国際儀礼上特に必要があると認めるときは、当該国の礼式に従うことができる。

(天皇に対する敬礼)

第38条 学生は、天皇に対しては、45度の敬礼を行う。

(皇族等に対する敬礼)

第39条 学生は、皇族等に対しては、10度の敬礼を行う。

(「ひつぎ」に対する敬礼)

第40条 学生は、隊員の「ひつぎ」に対しては、45度の敬礼を行う。

(その他のものに対する敬礼)

第41条 学生は、第4条に定めるもの以外に対しては、10度の敬礼を行う。

第3節 隊の敬礼

第1款 通則

(隊の敬礼を行うべき場合)

第42条 隊は、その指揮者が第13条の規定により敬礼を行うべき場合に、隊の敬礼を行う。

(隊の敬礼の方式)

第43条 隊の敬礼は、姿勢を正す敬礼、捧げ銃の敬礼、挙手の敬礼、45度の敬礼、頭右(左、中)の敬礼又は指揮者のみの敬礼とする。

2 隊の敬礼は、指揮者のみの敬礼の場合を除き、指揮者の号令により行う。

3 捧げ銃の敬礼は、小銃を携行している場合に、挙手の敬礼は、小銃を携行していない場合に行う。

4 指揮者のみの敬礼は、指揮者のみが第35条又は第41条の規定に準じて敬礼を行う。

(国歌に対する敬礼)

第44条 隊は、国歌に対しては、停止して姿勢を正す敬礼を行う。ただし、国際儀礼上特に必要があると認めるときは、当該国の礼式に従うことができる。

(国旗等に対する敬礼)

第45条 隊は、国旗等に対しては、停止して、着帽している場合は捧げ銃の敬礼又は挙手の敬礼を、脱帽している場合は、姿勢を正す敬礼を行う。

(天皇に対する敬礼)

第46条 隊は、天皇に対しては、着帽しているときは捧げ銃の敬礼又は挙手の敬礼を停止して行い、脱帽しているときは、45度の敬礼を行う。

(「ひつぎ」に対する敬礼)

第47条 隊は、「ひつぎ」に対しては、停止して、着帽している場合は捧げ銃の敬

礼又は挙手の敬礼を行い、脱帽している場合は、45度の敬礼を行う。

(皇族等及び内閣総理大臣等に対する敬礼)

第48条 隊は、次の各号に掲げる者に対しては、着帽している場合は、捧げ銃の敬礼を行うように定められている場合を除き、次項から第3項までに定めるところに従い敬礼を行う。

- (1) 皇族等
- (2) 内閣総理大臣
- (3) 防衛大臣
- (4) 防衛副大臣等
- (5) 幕僚長
- (6) 学校長
- (7) 副校長、幹事及び訓練部長
- (8) 定期訓練における訓練隊長

2 隊が道足又は、駆足で行進している場合は、号令により歩調を整えた後、その他の場合は、号令により隊列又は隊員の姿勢を正した後、頭右（左、中）の敬礼を行う。

3 隊は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、隊が道足又は駆足で行進しているときは歩調を整えた後、その他のときは隊列若しくは隊員の姿勢を正した後、通常指揮者のみの敬礼を行う。

- (1) 隊ごを組んでいない場合
- (2) 大学校その他自衛隊の施設外にいる場合
- (3) 脱帽している場合

(その他の者に対する敬礼)

第49条 隊は、前5条に定めるもの以外のものに対しては次の各号に定めるところに従い敬礼を行う。

- (1) 官房長等、防衛医科大学校長、防衛研究所長、情報本部長、防衛監察監、防衛装備庁長官及び将又は将補に対しては隊が道足又は駆足で行進している場合には号令により歩調を整えた後、その他の場合は号令により隊列若しくは隊員の姿勢を正した後、指揮者のみの敬礼を行う。
- (2) 前項に定める者以外の者に対しては、隊が道足又は駆足で行進している場合は、道足又は駆足のまま、その他の場合は隊列若しくは隊員の姿勢を正すことなく、指揮者のみの敬礼を行う。

(停止中の乗車した隊の敬礼)

第50条 乗車した隊が停止中に国旗等、国歌及び「ひつぎ」に対して敬礼を行う場合は下車して敬礼を行う。ただし、下車することが適当でない場合には、乗車した隊員の姿勢を正して指揮者のみの敬礼を行うことができる。

- 2 前項の隊は、第48条第1項各号に掲げる者及び第49条第1号に掲げる者に対しては、下車することなく乗車した隊員の姿勢を正した後指揮者のみの敬礼を行う。その他の敬礼を行うべきものに対しては、下車することなく指揮者のみの敬礼を行う。

(行進中の乗車した隊の敬礼)

第51条 乗車した隊が行進中に国旗等、国歌又は「ひつぎ」に対して敬礼を行う場合は、通常停車して、前条第1項に準じて敬礼を行う。その他の敬礼を行うべきものに対しては、指揮者のみの敬礼を行う。

(音楽隊の敬礼)

第52条 奏楽中の音楽隊は、巡閲又は観閲行進の場合に限り敬礼を行う。この場合には音楽隊長又は先導員だけが挙手の敬礼又は指揮じよう若しくは指揮棒による敬礼を行う。

(敬礼する隊の単位)

第53条 隊の敬礼は、次の各号に掲げる隊ごとに行うのを例とする。

- (1) 分隊(分隊に満たない人数の隊を含む。)班、小隊又は中隊ごとに独立して停止し、又は行進しているときは各隊ごとに行う。
- (2) 大隊又は大隊以上の隊においては、別に定める場合を除き、停止中は大隊ごとに行進中大隊密集隊形においては、敬礼すべき側の中隊の指揮者の号令により大隊ごとに、行進中大隊密集隊形以外の場合においては、中隊ごとに行う。ただし、急に敬礼を要する場合又は各隊が分散している場合でこれによることのできないときは、中隊、小隊、班又はこれに準ずる隊ごとに敬礼を行うことができる。
- (3) 前項に掲げる大隊は、学生の定期訓練等における訓練隊に、中隊は、訓練隊の編成内における「班」についてもこれを準用する。

- 2 隊は、車両で行進している場合は、通常車両ごとに敬礼を行う。

(隊の敬礼省略及び敬礼を行わない場合)

第54条 第16条及び第17条の規定は、隊の敬礼についてもこれを準用する。

第2款 訓練中等の敬礼

(訓練演習中等の敬礼)

第55条 隊が訓練又は作業等に従事している場合は、通常指揮官（教官及び学生の指揮者を含む。）だけが指揮者のみの敬礼を行う。この場合第48条第1項各号に規定する者に対しては、その状況を報告するを例とする。ただし、当該集団を離れた者は各個の敬礼を行うものとする。

(検閲を受ける場合の敬礼)

第56条 削除

(教官に対する敬礼)

第57条 第46条及び第48条第1項に規定する者以外の教官が訓練場（屋内及び屋外を含む。）に来場したときはその開始又は終了に当たり、指揮者は、「気をつけ」の号令を下し、教官が定位置についたとき指揮者のみ敬礼を行う。ただし、その開始の場合は敬礼した後人員の報告を行うものとする。

2 教官が教室に来場したとき、指揮者は「気をつけ」を令し、教官が定位置についたとき「敬礼」を令して全員同時に各個の敬礼を行うものとする。教官が退場するときもこれに準ずる。

第4節 旗の敬礼

(校旗の敬礼)

第58条 防衛大学校校旗は、学生隊が敬礼を行う場合は、学生隊学生長と同時に敬礼を行うものとする。ただし、学生隊学生長が指揮者のみの敬礼を行う場合を除く。

(大隊旗、中隊旗等の敬礼)

第59条 大隊旗、中隊旗等隊の所在を示す旗は、これらの隊が敬礼を行う場合に、それぞれの隊の指揮者の号令で隊の敬礼動作と同時に敬礼を行うものとする。ただし、指揮者のみの敬礼を行う場合を除く。

2 当該隊の指揮者が直接号令を下さない場合は、隊の敬礼動作と同時に敬礼を行うものとする。

3 校内競技優勝旗は、前2項に準じて敬礼を行う。

(旗の敬礼の方式)

第60条 旗の敬礼は、隊が姿勢を正す敬礼を行う場合は姿勢を正してそのまま捧持

し、その他の敬礼を行う場合は、右手で旗ざおを垂直に上げ、同時に左手で右わきのところで旗ざおを握り、次に旗ざおを水平に前方に倒して行う。ただし、捧持用バンドを使用している旗は右手を伸ばし、旗ざおを水平に前方に倒して行う。

第5節 短艇等の敬礼

(短艇等を出入する者に対する敬礼)

第61条 短艇等（以下「短艇」という。）を出入する受礼者等に対しては、短艇指揮（短艇指揮不在のときは短艇長）のみが敬礼を行うものとする。ただし、第13条第1項各号に掲げる者に対しては、艇員の姿勢を正した後、指揮者のみの敬礼を行うのを例とする。

(短艇に対する敬礼)

第62条 短艇は、他の短艇に対しては、次の各号に掲げるところにより敬礼を行うものとする。

- (1) 受礼者等の乗艇する短艇に対しては、短艇指揮（短艇指揮不在のときは短艇長）のみ起立して挙手の敬礼を行う。
 - (2) 相手の短艇に乗艦する最上級者が受礼者であるかどうか識別困難な場合は、短艇指揮が相互に敬礼を行うものとする。
 - (3) 敬礼を受けた短艇においては、乗艇者中の最上級者が答礼を行い、その他のものは、そのまま姿勢を正すものとする。
 - (4) 内閣総理大臣旗、防衛大臣旗又は海上幕僚長旗を掲げた短艇及び自衛艦に対しては、短艇指揮（不在のときは短艇長）のみ起立して挙手の敬礼を行う。
- 2 前各号に定める短艇の敬礼は、敬礼を受ける短艇から約15mのところから始め、通り過ぎるまで継続するものとする。
- 3 短艇は、受礼者等の乗艇する短艇を追い越すことなく、又はこれに航路を譲るのを礼とする。ただし、急を要するときは、この限りでない。

(国旗又は自衛艦旗等に対する敬礼)

第63条 短艇は、国旗又は自衛艦旗等の掲揚又は降下に際しては、次表のとおり敬礼を行うものとする。



短艇指揮	短艇長	艇員	その他の乗艇者
起立 挙手の礼	起立 挙手の礼	そのまま姿勢を正 す敬礼	起立敬礼
備考： 上記の敬礼を行う場合は、短艇を次の状態にして敬礼を行う。 ただし、保安上必要があるときは運航を停止しないことがある。 (1) 機走中のときは運転を停止する。 (2) とう走中はかいを立てる。 (3) 帆走中は総帆を下す。 (4) ろ走中のときはろを上げる。			

(短艇の敬礼の省略)

第64条 短艇は、次の各号に掲げる場合は、敬礼を省略するのを例とする。

- (1) 夜間（受礼者を明らかに識別することができ、かつ、敬礼の実施が適当と認められる場合を除く。）
- (2) 演習に従事している場合
- (3) 乗組員全員をもって訓練を実施している場合（ただし、別途指示ある場合を除く。）
- (4) その他乗組員及び短艇の保安上敬礼を行うことが困難な場合
(その他短艇に関する礼式)

第65条 短艇内の席の順位は、通常の場合艇尾に近い席の中央を上席とし、順次艇首に近い席に及ぶものとする。

- 2 短艇から陸岸等に上るときは、上級者を先にし、陸岸等から短艇に乗艇するときは、下級者を先にするものとする。
- 3 短艇に乗降するときは、短艇指揮（不在のときは短艇長）に対し敬礼を行うものとする。ただし、受礼者の乗降する場合は、第61条の規定による。
- 4 受礼者の乗艇する短艇に対しては、短艇員以外の乗艇者たる学生はそのまま姿勢を正す敬礼を行うものとする。

第3章 儀式

第1節 通則

(儀式の種類)

第66条 防衛大学校の儀式とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 入校式
- (2) 卒業式
- (3) 観閲式
- (4) 表彰式
- (5) 祝賀式
- (6) 葬送式
- (7) 着任式
- (8) 離任式

(儀式の執行)

第67条 儀式は、2以上の儀式をあわせて執行することができる。

2 儀式の執行者は、通常学校長又は学校長の定める者とする。

(儀式における国旗の使用)

第68条 儀式は、通常国旗のもとで執行するものとする。この場合一つの式場には2旗以上の国旗を用いないものとする。ただし、学生隊の捧持する国旗は、この限りではない。

2 式場にあらかじめ国旗が掲揚されていないときは、通常儀式の開始後国旗を掲揚し又は学生隊の捧持する国旗を迎え、儀式の終了に先きだちこれを降下し、若しくは見送るものとする。この場合参列する学生隊は、捧げ銃の敬礼（建材の内部で脱帽しているときは、姿勢を正す敬礼）を行い、音楽隊は、「君が代」を1回奏楽するものとする。

3 学生隊の捧持する国旗は、参列する学生隊の中に入らない場合は、学生隊に正面し執行者若しくは観閲官の側方又は後方適宜の所に位置するものとする。

(儀式の開始及び終了)

第69条 儀式の執行に当たっては、観閲式及び葬送式を行う場合を除き、通常参列する学生隊の整列後、執行者及び第16条第1項第1号から第3号までに掲げる列席者（以下「列席する内閣総理大臣等」という。）に対する敬礼又は栄誉礼の後、開式の辞をもって始め、閉式の辞の後、列席する内閣総理大臣等及び執行者に対する敬礼又は栄誉礼をもって終るものとする。

第2節 入校式及び卒業式

(入校式及び卒業式を行う場合)

第70条 入校式は、学生が大学校に入校する場合、卒業式は、学生が大学校を卒業する場合に行う。

(入校式及び卒業式の実施要領)

第71条 入校式及び卒業式の実施要領は、学校長がその都度定めるものとする。

第3節 観閲式

第1款 通則

(観閲式を行う場合)

第72条 観閲式は、次の各号に掲げる場合に行う。

- (1) 第48条第1項第2号から第4号に掲げる者が就任後初めて大学校を公式に視察する場合
- (2) 学校長の離任式又は着任式を行う場合
- (3) 入校式、卒業式又は開校記念祝賀式を行う場合
- (4) 開校記念祝賀式を除く他の祝賀式を行う場合であつて学校長が特に必要であると認める場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、学校長が定める場合

(観閲官)

第73条 前条第1項第1号の場合においては、視察を行うものが観閲官となり、その他の場合は、通常学校長が観閲官となる。

2 執行者が観閲官とならない場合においては、通常観閲官に陪列し、随行し又は同行するものとする。

(観閲を受ける隊)

第74条 観閲を受ける隊は、通常の場合学生隊とする。

(観閲隊指揮官)

第75条 前条の場合観閲隊指揮官は、通常学生隊学生長とし、その他の場合は、学校長が別に定めるものとする。

(観閲隊の編成)

第76条 観閲隊の編成は、通常の場合、学生隊固有の編成とし、これに音楽隊を加えるものとする。

(整列隊形)

第77条 式場における学生隊の整列隊形は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 音楽隊は、整列する隊の最右翼に位置するものとする。
- 3 学生以外のものを含めた隊が観閲を受ける場合の整列隊形は、別に定める。

(観閲位動)

第78条 観閲官は、観閲隊の中央前方に位置するものとする。

- 2 次の各号に掲げる者は、観閲官の左側又は両側に位置するものとする。
 - (1) 観閲官とならない執行者
 - (2) 観閲官より上級者
 - (3) 執行者が指定した者
- 3 学生隊が観閲を受ける場合は、教官その他の職員は、観閲台の両側に位置するものとする。
- 4 前各項以外の列席者及び参観者の位置の細部は、その都度定める。

(式次第)

第79条 観閲式は、通常次の式次第により行うものとする。

- (1) 観閲官臨場
 - (2) 観閲官に対し敬礼又は栄誉礼
 - (3) 巡閲
 - (4) 観閲行進
 - (5) 観閲官退場
- 2 国旗の掲揚、降下又は送迎を行う場合には、通常観閲官に対する敬礼又は栄誉礼を行った後及び観閲官の退場前に行うものとする。
 - 3 訓示等を行う場合は、巡閲の後行うのを例とする。
 - 4 観閲行進後、観閲隊が行進前の隊形に復するときは、観閲官の退場前に観閲官に対し敬礼又は栄誉礼を行うものとする。

第2款 巡閲

(巡閲の要領)

第80条 観閲官に対する敬礼又は栄誉礼が終った後、観閲官は、卒業生の巡閲を行う場合を除き、観閲隊指揮官の位置に前進し観閲隊の右翼からその前方を巡閲して、定位置に復するものとする。この場合乗車により巡閲を行う場合は、巡閲終了後観閲隊指揮官の定位置に至った後観閲官の定位置に復するものとする。

- 2 巡閲の経路は、通常の場合観閲隊指揮官（通常学生隊学生長）と大隊指揮官（通常大隊学生長）の列の中間とする。ただし、卒業生の巡閲を行う場合は、各

列の中間とする。

3 巡閲は、卒業生の巡閲の場合を除き、通常、乗車により行う。

(随行者等)

第81条 第78条第2項の者並びに観閲官の幕僚及び随従者のうち執行者の定めた者は、観閲官に同行又は随行するものとする。

(観閲隊指揮官)

第82条 観閲隊指揮官は、観閲官が乗車により巡閲を行う場合は、観閲官の後部座常に同乗し、巡閲が終ったときは、観閲官に敬礼して定位置に復するものとする。観閲官が徒歩により観閲を行う場合は、通常観閲官の右側を行進して観閲官を誘導し、巡閲を終ったときはその場で観閲官に敬礼して定位置に復するものとする。

(敬礼)

第83条 観閲隊内の各隊(音楽隊を除く。)は観閲官が当該隊の右約6歩に近づいたとき、大隊の指揮官の号令により頭右の敬礼を行い、目迎目送し、隊の左約6歩に離れたとき「直れ」の号令で旧に復するものとする。

2 音楽隊は、観閲官が音楽隊長の前方に近づいたとき隊長のみが挙手の敬礼を行うものとする。

(音楽隊の奏楽)

第84条 音楽隊は、観閲官が隊を巡閲中「巡閲の譜」を奏楽するものとする。

第3款 観閲行進

(開始)

第85条 観閲隊指揮官は、観閲官が巡閲を終り、定位置についたとき「観閲行進始め」と命ずるものとする。

(行進順序及び隊形)

第86条 観閲行進は、音楽隊、観閲隊指揮官、学生隊の捧持する国旗及び校旗の順序とし、各隊は整列の順序とする。

2 観間行進の距離は通常次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 音楽隊と観閲隊指揮官間 | 約36歩 |
| (2) 観閲隊指揮官と国旗及び校旗間 | 約12歩 |
| (3) 国旗及び校旗と先頭の隊の間 | 約24歩 |
| (4) 大隊間 | 約24歩 |
| (5) 中隊間 | 約12歩 |

(発進)

第87条 音楽隊は、発進の号令により「行進曲」の奏楽を始めて前進し各隊は順次所定の隊形、距離をもつて発進し観閲行進路に入るものとする。

2 観閲隊指揮官及び学生隊の捧持する国旗及び校旗は、適宜の経路を経て、所定の位置に入るものとする。

(敬礼)

第88条 観閲隊は、観閲官の前方から約6歩の位置に至ったとき、次の各号に掲げるところにより観閲官に敬礼し、約6歩を過ぎて旧に復するものとする。

(1) 観閲隊指揮官及び大隊指揮官の幕僚は、それぞれ観閲隊指揮官及び大陣指揮官と同時に挙手の敬礼を行う。

(2) 各隊は、中隊指揮官(通常中隊学生長)の号令により題右の敬礼を行う。ただし、最右翼の列にある者は、頭を向けない。

(音楽隊の奏楽)

第89条 音楽隊は、敬礼点を通過した後、観閲官に正対し、行進する隊の左翼から約12歩離れて停止して奏楽を続けるものとする。

(観閲隊指揮官の位置)

第90条 観閲隊指揮官は、第88条第1号に定めるところにより観閲官に敬礼した後観閲行進中観閲官の右側に位置するものとする。観閲隊指揮官の幕僚は、観閲隊指揮官の後方に位置するものとする。

(学生隊の退場)

第91条 学生隊は、通常敬礼後所定の経路を経て式場から退場するものとし、あらかじめ指示された場合には、観閲行進開始前の隊形に復するものとする。

2 音楽隊は、学生隊の最後尾が通過した後、その後尾に続行して前項に準じて退場し、又は旧隊形に復するものとする。

(観閲行進の終了)

第92条 観閲行進を終わったときは、観閲隊指揮官は、観閲官に正対して敬礼し報告するものとする。

第4節 表彰式

第93条 表彰式は、通常表彰等に関する訓令(昭和30年防衛庁訓令第49号)に定める表彰が行われる場合に行い、その実施の細部については、その都度学校長が定めるものとする。

第5節 祝賀式

第94条 祝賀式は、次の各号に掲げる場合に行う。

- (1) 大学校開校記念日
 - (2) 元旦、天皇誕生日その他の国民の祝日等であつて学校長が特に定める場合
- 2 祝賀式の実施要領は、学校長がその都度定めるものとする。

第6節 葬送式

第95条 葬送式は、次の各号に掲げる場合に行う。

- (1) 大学校の職員又は学生が公務により死亡した場合
 - (2) その他特に功績顕著であると防衛大臣が認めた者が死亡した場合
- (葬送式の実施要領)

第96条 葬送式においては、通常次の儀式を行うものとする。ただし、自衛官及び学生以外のものの葬送式においては、特に定める場合のほか、通常弔銃及び儀じょうは行わない。

- (1) 半旗の礼
 - (2) 儀じょう
 - (3) 弔銃
 - (4) 葬儀
 - (5) 「ひつぎ」の警衛
- (半旗の礼)

第97条 半旗の礼は、葬儀が始まるときから式が終り「ひつぎ」が学校を離れるときまで行う。

(弔銃及び儀じょう隊)

第98条 弔銃は、葬送式の終る直前に儀じょう隊の斉射によって行う。

- 2 弔銃の回数及び儀じょう隊の編成は、別表第2のとおりとする。
- 3 2名以上の死者の葬送式を同時に行う場合における弔銃の回数及び儀じょう隊の編成は、最上級者に対するものとする。

(葬送式場に至る儀じょう隊の移動)

第99条 「ひつぎ」を大学校内において葬送式場に移動する場合においては、儀じょう隊は、「ひつぎ」を安置してある建物の入口附近に整列して、「ひつぎ」を

迎え、捧げ銃の敬礼を行うとともに、音楽隊は、「悲しみの譜」を奏樂し、次いで、「ひつぎ」の前後及び両側に分かれて、「ひつぎ」を警衛し、葬儀式場に至るものとする。この場合、銃はさかさにして「吊れ銃」に準じて保持するものとする。音楽隊は、儀じょう隊の先頭を行進し、行進中「葬送の譜」を奏樂するものとする。

2 「ひつぎ」が大学校外から運ばれる場合においては、儀じょう隊及び音楽隊は、正門前においてこれを迎え、第1項に準じて葬儀式場に至るものとする。

3 葬儀式場が大学校外に設けられた場合において、「ひつぎ」が校内から移動するときは、儀じょう隊は、正門まで第1項に準じて移動し、その後葬儀式場に至るものとし、「ひつぎ」が校外から移動するときは儀じょう隊は直接葬儀式場に至り、その入口付近において迎えるものとする。音楽隊は、いずれの場合においても、通常、儀じょう隊と同行し、第1項に準じて行動するものとする。

(葬儀式場における儀じょう隊)

第100条 葬儀式場における儀じょう隊は、適宜の位置に整列し、葬儀開始直後及び終了直前「ひつぎ」に面する位置に前進し、捧げ銃の敬礼を行つた後旧位置に復する。この際音楽隊は、そのままの位置において「悲しみの譜」を奏樂するものとする。

(ひつぎ警衛)

第101条 執行者は通常、ひつぎ警衛2名を「ひつぎ」を安置してある場所及び葬儀式場において、ひつぎ警護の目的をもって、「ひつぎ」の前方の両側に分けて位置させるものとする。

(葬儀)

第102条 葬儀は、なるべく死者の遺言、遺族の意志を尊重してその希望する日時、場所及び慣習等に従い、執行者がその都度定めた式次第をもって行うものとする。

(葬送式を行うことができない場合)

第103条 第94条各号に該当する者が、大学校外から遠隔した場所で死亡し、葬送式を行うことができない場合は、執行者がその代理者を派遣して葬儀を行わせることができる。

第7節 着任式及び離任式

(着任式及び離任式を行う場合)

第104条 着任式は、学校長が着任する場合に、離任式は学校長が離任する場合に行

う。

(着任式の実施要領)

第105条 着任式においては、通常観閲式を行い、学校長に対する栄誉礼を行った後、学校長の巡閲、訓示に続いて観閲行進を行うものとする。

2 前項の巡閲の場合は、通常副校長、幹事、訓練部長は、学校長に随行するものとする。

(離任式の実施要領)

第106条 離任式の実施要領は、着任式の場合に準ずるものとする。

第4章 栄誉礼

(栄誉礼を実施する場合)

第107条 栄誉礼は、次表に掲げる区分に従い、左欄の者につき右欄の場合に行う。

1	天皇	大学校を公式に訪問する場合
2	皇族等	大学校を公式に訪問する場合又は防衛大臣が公式に招待する場合
3	内閣総理大臣 防衛大臣 防衛副大臣等及び幕僚長 国賓又はこれに準ずる賓客として待遇される者及び大臣が公式に招待した外国の賓客	(1) 大学校を公式に訪問し又は視察する場合 (2) 儀式(葬送式を除く。以下本条中同じ)に列席する場合 (3) 観閲式の観閲官となる場合
4	学校長	(1) 儀式の執行者となる場合 (2) 着任し又は離任する場合 (3) その他観閲式の観閲官となる場合
5	副校長、幹事及び大学校の職員たる将又は将補	(1) 儀式の執行者となる場合 (2) 観閲式の観閲官となる場合
6	統合幕僚副長 陸上幕僚副長 海上幕僚副長 航空幕僚副長	それぞれ幕僚長の代理として (1) 大学校を公式に視察する場合 (2) 大学校の儀式に参列する場合

(2人以上の者に対して同時に栄誉礼を行う場合)

第108条 2人以上の者に対して同時に栄誉礼を行うべき場合は、最上級者に対して行うものとする。

(栄誉礼を行わない場合)

第109条 栄誉礼は、次の各号に掲げる場合には、通常省略することができる。

- (1) 教務若しくは訓練のため又は天候不良等のため栄誉礼を行うことが困難な場合
- (2) 夜間の場合
- (3) 儀式に参列する学生隊が武装していない場合

(栄誉礼の実施要領)

第110条 栄誉礼は、受礼者が大学校又は儀式の式場に到着したとき及びこれを離去するときに行うものとする。

- 2 儀式の式場以外において行う場合の栄誉礼は、通常儀じよう隊を編成して行うものとする。
- 3 栄誉礼を行うには、受礼者が栄誉礼を受ける位置についたとき、捧げ銃の敬礼を行い、同時に音楽隊は、別表第3に定めるところに従い国歌又は「栄誉礼冠譜」及び「栄光」を奏楽するものとする。

(儀じよう隊の編成)

第111条 前条第2項の儀じよう隊の編成は、1個小隊とする。ただし、学校長が特に必要と認めた場合は、1個中隊とすることができる。

附 則

この達は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年3月16日防衛大学校達第2号)

この達は、昭和54年3月28日から施行する。

附 則 (昭和57年7月26日防衛大学校達第3号)

この達は、昭和57年7月26日から施行する。

附 則 (昭和59年8月18日防衛大学校達第5号)

この達は、昭和59年8月18日から施行し、同年7月1日から適用する。

附 則 (昭和60年4月24日防衛大学校達第6号)

この達は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則 (昭和62年3月23日防衛大学校達第2号)

この達は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月10日防衛大学校達第8号）

この達は、平成4年4月10日から施行する。

附 則（平成5年4月1日防衛大学校達第11号）

この達は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日防衛大学校達第4号）（抄）

1 この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年2月9日防衛大学校達第1号）

この達は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年3月31日防衛大学校達第5号）

この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月1日防衛大学校達第15号）

この達は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成19年1月9日防衛大学校達第1号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成21年3月31日防衛大学校達第6号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日防衛大学校達第6号）

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日防衛大学校達第8号）

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成27年4月10日防衛大学校達第9号）

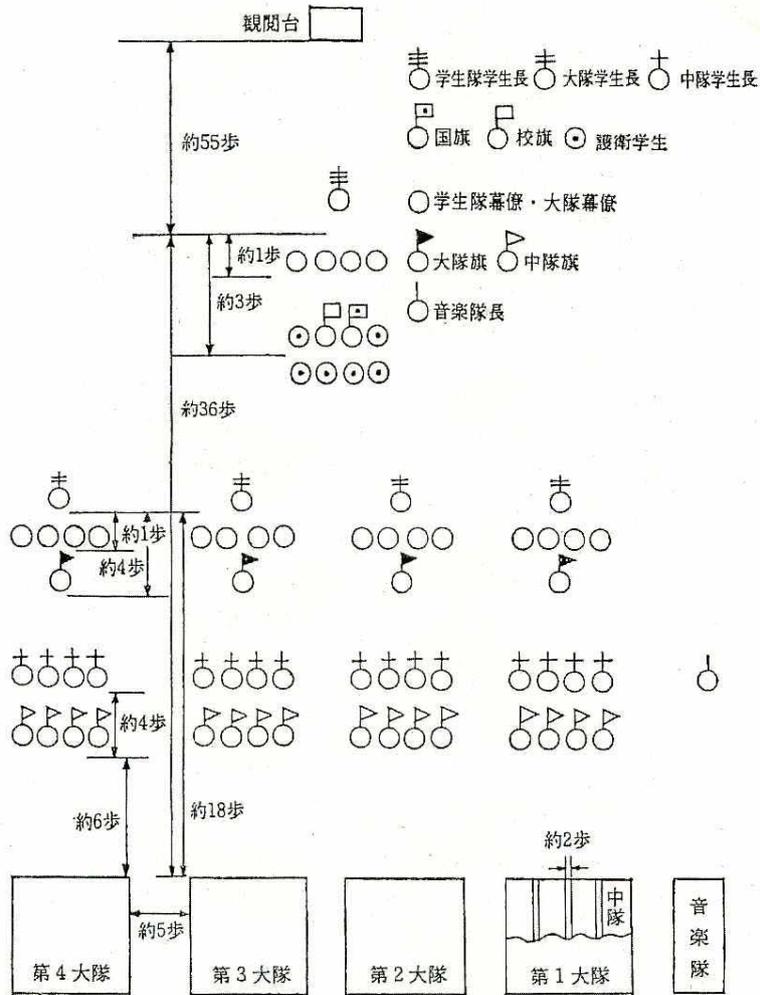
この達は、平成27年4月10日から施行する。

附 則（平成30年3月30日防衛大学校達第4号）

この達は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第77条関係)

観閲式整列隊形 (基準)



- 備考 : 1 中隊は、10列縦隊とする。
 2 場所の広狭により距離間隔は適宜伸縮することができる。

別表第2（第98条関係）

葬送式における弔銃の回数及び儀じよう隊の編成

	弔銃の回数	儀じよう隊の編成
学 校 長	3	1 個 大 隊
副校長及び将又は将補	3	2 個 中 隊
1 佐から 3 佐まで	2	1 個 中 隊
1 尉から 3 尉まで	1	1 個 小 隊
曹 士		1 個 分 隊
学 生		1 個 分 隊

別表第3（第110条関係）

栄 誉 礼 冠 譜 の 奏 楽 回 数

	国 歌	栄誉礼冠譜の奏楽回数	栄光の奏楽回数
天 皇	1 回		
皇 族 等 内閣総理大臣 防 衛 大 臣 防 衛 副 大 臣 防衛大臣政務官 防衛大臣補佐官 防 衛 事 務 次 官 幕 僚 長 学 校 長		4 回	1 回
将		3 回	1 回
将 補		2 回	1 回

備 考：副校長の場合は学校長に準じて行う。